

中期目標において定めた運営交付金の考え方について

(1) 大 学

大学の経費を「学費対象経費」と「学費対象外経費」に分け、

ア 「学費対象経費」については、その財源として、

①国の私立大学への補助金相当額

②私立大学との授業料格差相当分

を基準として運営交付金を算定する。

イ 「学費対象外経費」については、横浜市と法人とで、個々の事業ごとに考え方を明確化し、運営交付金を交付する。

(エクステンション講座、鶴見キャンパスにおける産学連携など地域貢献に関するものや、施設の維持・管理・小修繕に関するもの等)

(2) 附属 2 病院

【収益的収支分】

①民間病院と同様の医療は、民間病院への補助等に準拠

(救急医療、高度医療機器運営経費)

②市立病院等が果たすべき役割として実施しているものにかかる費用

(結核病床運営経費)

③公営企業の性格上市立病院に一般会計から繰り入れられているものについては、同様に国の定める基準等に準拠

(借入金償還利息)

④教育・研究など大学病院の特性にかかる費用

(医学部学生教育・実習経費、高度医療・先端医学開発経費等)

【資本的収支分】

施設の維持・管理・小修繕、借入金元金償還に要する費用